

女性デジタル人材育成業務（テレワークスキルアップ講座）仕様書

1 業務名 女性デジタル人材育成業務（テレワークスキルアップ講座）

2 業務の目的

デジタル人材育成事業者等が持つ知識・経験を活用して、主に子育て期にある就労を希望する女性を対象に専門講師によるプログラムを開催し、テレワーク業務に関するスキル習得を支援することにより、就労の実現を図ることを目的とする。

3 業務内容

（1）女性デジタル人材育成プログラムの企画・運営一式

ア 内容

主に子育て期にある就労を希望する女性を対象に、テレワーク業務に関するスキル習得を行うためのプログラムを実施する。

イ 対象

主に子育て期にある就労を希望する女性

（受講者は全体で 45 名程度 を目標とする。また、対象は主に想定するものであり、限定するものではない。広く様々な状況の女性の参加があることを前提とすること。）

ウ 実施回数

提案事項とする。

エ 実施企画

提案事項とするが、以下の内容については必須とする。

（ア）子育て期にある女性が参加しやすいよう、時間帯を配慮すること。

（イ）後日、プログラムの動画を閲覧できるような体制をとること。

（ウ）パソコンを使用した実技訓練を実施し、技能向上に資するプログラム構成とすること。

（エ）就労に繋げるため、IT を活用する上で前提となる幅広い知識（Excel・PowerPoint・Canva など）を得るためのプログラムを実施すること。

（オ）講座受講後の課題等について、フォローができる体制をとること。

（カ）プログラムの目的、支援内容が分かるようなパンフレットを作成すること。

（キ）当日資料の作成及び配付、動画配信など、当日の運営等にあたり必要なもの一切を行うこと。

（ク）プログラム参加者に対して、アンケート調査を行い集計すること。

オ 実施時期

令和 7 年 11 月～令和 8 年 2 月上旬

カ 実施形式

原則は対面形式とするが、受講者が個々の事情に応じて参加しやすいよう、オンラインでも受講できる体制をとること。

なお、オンラインの場合の方法及び IT ツールの選択については提案事項とする。

キ 実施場所

三原市役所本庁舎内を予定。※会場確保及び費用負担は市が行う。

(2) (1) の周知・募集に関する助言及び監修

ア 内容

市が行う当該事業の周知・募集について、受注者の持つ知識・経験を活かし、参加者（就労を希望する女性等）の増加に効果的な助言及び監修を行うこと。

イ 実施時期 令和7年9月～令和8年1月

(3) プログラム終了後の就労機会の提供

プログラム終了後の就労の実現を図るため、受注者からプログラム受講者に対してテレワーク業務に関連する就労機会の提供を行うこと。

4 報告書

受注者は、業務完了後、委託業務実施内容の詳細及び事業効果・分析結果を記載した報告書を作成し、発注者に提出する。

また、成果物は、原則、電子データで納品することとし、その内容・媒体・数量については、発注者と協議する。

5 その他

(1) 業務の履行に際して、参加者の費用負担が発生する場合には、あらかじめこのことを周知し、説明すること。

(2) 仕様書に定めのない事項については、協議の上、実施するものとする。

6 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

以上